

令和6年度 第440回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月1日（月）午後4時から午後4時32分
- 2 場 所 九段第三合同庁舎11階 共用会議室4
- 3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名

都留会長 定刻になりましたので、ただいまより、第440回東京地方最低賃金審議会を始めます。

賃金課長 お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、「議事次第」「座席表」「資料目次（その1）」と題する資料集、「資料目次（その2）」と題する資料集、「参考資料目次」と題する資料集をお配りしております。不足等ございましたら事務局にお申しつけください。

それでは、開催に当たりまして、東京労働局長より挨拶をいたします。

東京労働局長 東京労働局局長をしております、美濃でございます。

本日はご多用のところ、第440回東京地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和6年6月21日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」におきましては、「昨年の最低賃金の全国加重平均は1004円と、目指していた全国加重平均1000円を達成した。」、「今年度は昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払の能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。」とされたところでございます。

委員の皆様方には、こうした状況についても十分ご配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定につきましてご支援いただきますようお願い申し上げます。

これから暑さが厳しい季節になりますが、首都東京の最低賃金につきまして、熱心なご審議を改めてお願いをし、私からのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

都留会長 局長、ありがとうございました。  
それでは、審議に入ります。  
本日の委員の出席状況について、事務局から報告してください。

賃金課長 本日は、公益代表委員6名、労働者代表委員6名、使用者代表委員6名  
にご出席をいただいております。委員定数18名のうち全員がご出席ですので、  
最低賃金審議会令第5条第2項による定足数である全委員の3分の2以上  
又は各側委員の3分の1以上を充たしておりますことをご報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。  
次に、審議会委員の異動について事務局からご報告をお願いします。

賃金課長 ご報告いたします。本年3月30日付けで田代委員が退任され、後任として  
本年3月31日付けで金子委員が審議会委員に就任されました。  
金子委員からご挨拶をいただければと思います。金子委員よろしくお願  
いいたします。

金子委員 ただいまご紹介いただきました、電機連合東京地方協議会で事務局長を  
仰せつかっております、金子富紀と申します。今後ともどうぞよろしくお  
願い申し上げます。

都留会長 ありがとうございます。  
それでは、私から一言、簡単にご挨拶申し上げます。  
会長の都留と申します。よろしくお願いいたします。  
今年度は、昨年度に引き続き、物価の急激な上昇、ウクライナ情勢の変  
動等、雇用、経済に対する影響が続く中、これを踏まえた議論となるかと思  
います。  
特に、直近では、円安の進行が懸念される場所でもあります。  
最低賃金に関しましては、世間の注目も、いまだかつてないほどに高まっ  
ています。  
この審議会では、非常に難しい判断を迫られることになるかと思  
いますが、私も極力円滑な議事進行に努めてまいりたいと考えておりますので、  
どうぞよろしくご協力のほど、お願いいたします。

賃金課長 続きまして、本日は令和6年度最初の審議会となりますので、今年度異  
動があった事務局職員をご紹介します。

岡田労働基準部長です。

労働基準部長 労働基準部長の岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

賃金課長 内山賃金指導官です。

賃金指導官 賃金指導官の内山と申します。よろしくお願ひいたします。

賃金課長 岡本賃金係長です。

賃金係長 賃金係長の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。

賃金課長 私は、今年度賃金課長を拝命しました若月でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

都留会長 それでは議事（１）東京都最低賃金改正決定について（諮問）に入ります。

本日、労働局長より東京都最低賃金について改正諮問をされるご意向と  
のことですので、当審議会としてこれをお受けすることにします。

それでは局長、よろしくお願ひします。

（諮問文手交）

都留会長 ただいま諮問文を受け取りました。

賃金課長 局長よりご挨拶をさせていただきます。

東京労働局長 ただいま諮問させていただきました。

東京都最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）」に配慮した調査審議をお願ひいたします。

都留会長 事務局は諮問文を配付し、読み上げてください。

（諮問文（写）配付）

賃金課長 それでは、諮問文を読み上げます。

東労発基0701第1号

令和6年7月1日

東京地方最低賃金審議会 会長殿

東京労働局長 美濃芳郎

東京都最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低

賃金(昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号)の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)」に配慮した、貴会の調査審議を求める。

都留会長

ありがとうございます。

諮問に当たり、事務局から関連資料を用意されているようですので、説明をお願いします。

課長補佐

私から、お手元にお配りしております資料集2点についてご説明をさせていただきます。

初めにですね、お配りしておりますものうち、「資料目次(その1)」と題する資料集についてご説明をさせていただきます。

まず、こちらの資料集の「資料2、2024春季賃上げ要求妥結状況(2024年5月16日現在)」です。7ページと9ページをお開きください。

こちらでございますが、東京都が都内の1000民間労働組合を対象に、産業別、規模別の令和6年春季賃上げ要求状況及び妥結状況について調査をいたしました、令和6年5月16日現在の中間集計結果でございます。

続きまして、11ページでございますが、11ページの方は過去10年間の要求妥結結果でございます。こちらも東京都が公表しておるものでございます。

続きまして、資料3、労働経済関係資料でございます。15ページ、17ページをご覧ください。まず、15ページでございますね。

これらはいずれも東京都及び全国の労働経済についての資料でございます。厚生労働省、東京都等が公表しておる各種資料に基づきまして、事務局で編集したものでございます。

15ページのその1でございますが、こちらは雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料でございます。

めくっていただきまして、17ページのその2でございますが、こちらは、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料でございます。

その1、その2ともに、各表の上段が令和元年から令和5年までの年平均

均、その下に令和6年1月以降の各月の数値というのを記載させていただいております。

資料の出所でございますね、これにつきましては、各表の一番下の欄の方に掲載してございます。

続きまして、資料4、業務改善助成金のご案内でございます。資料集の21ページからでございます。

これは令和6年度の業務改善助成金のご案内のリーフレットでございます。業務改善助成金につきましては、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上にかかる設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する制度でございます。

助成内容といたしましては、時給引き上げ30円コース、45円コース、60円コース、90円コースの4コースがございまして、東京都内の事業場の場合、助成率は費用の4分の3、生産性要件を満たした事業場については5分の4となっております。

令和6年度事業の従前との主な変更点をご説明させていただきます。

初めに、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの生産量要件というものがございましたが、これを終了させていただきました。

また、生産量要件又は物価高騰等要件の事業者に認められておりました関連する経費の助成を終了させていただいております。

また、同一年度内に可能な申請回数を1回までに変更させていただいております。

これらが主な変更点というところでございます。

続きまして、「資料5、令和5年度地域別最低賃金の改定状況」27ページをご覧ください。

こちらの表でございますが、これはですね、令和5年度の全国の地域別最低賃金の改定状況の一覧表となっております。東京都は、黄色く塗らせていただいておりますが、41円引上げで1113円となっております。

続きまして、少し分厚いダブルクリップで留めてあります「資料目次(その2)」と題する資料集についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、6月25日に開催されました中央最低賃金審議会

の第1回目安に関する小委員会で配付された資料の抜粋でございます。

私からの説明は以上となります。

都留会長 「資料目次（その2）」については、説明は割愛しますか。

課長補佐 そうですね。基本的に中賃で出された統計などの資料でございますので、皆さんにご確認いただければという形で出させていただいております。

都留会長 では、なにかご質問ご意見ありますでしょうか。

労働側いかがでしょうか。

使側よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、ただいま、当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めていくこととなりますが、この手続きについて事務局から説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続きについてご説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。

このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和6年7月1日、意見書提出期日、令和6年7月18日までを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

都留会長 今後、最低賃金法第25条第2項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について事務局から説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金審議会令第6条に定める専門部会委員の任命手続きについてご説明申し上げます。

専門部会の委員については、同条第1項により、公労使委員各3名、委員9名以内とされております。

公益代表委員につきましては、労働局長が任命いたします。

労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、同条第4項により準

用されます同審議会令第3条により、関係者、関係団体の推薦に基づいて、労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日が本日、令和6年7月1日、意見書提出期日令和6年7月18日までを予定しております。

都留会長

ありがとうございます。

労使委員の皆様、よろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りいたします。

最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。

当会では、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。

今年度の東京都最低賃金専門部会についてもこの規程を適用したいと考えております。いかがでしょうか。

労側よろしいですか。

(「異議なし」の声)

使側のみなさんよろしいですか。

(「異議なし」の声)

都留会長

ありがとうございます。

それでは、今年度、東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

続きまして、議事(2)その他に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

それでは、お手元の参考資料目次と題されております資料集をご覧ください。

初めに1ページ、参考資料1、「2024年度最低賃金行政等に関する要請書」でございます。

こちらは、日本労働組合総連合会から厚生労働大臣宛てで提出されておりますが、東京労働局に対しても、労働局長、労働基準部長、総務部長宛

てで提出いただいております。

厚生労働大臣に対し、

1 「地域別最低賃金について」としまして、「労働の対価としてふさわしいナショナルミニマムの水準に向けた目安額の決定」や「早期発効に向けて」の配慮等を求める内容や、

2 「最低賃金引上げに向けた環境整備」、

3 「特定（産業別）最低賃金について」、「特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営」や「適用労働者数の適切な把握」がなされるよう、地方労働局、地方審議会委員に指導徹底を求める内容などとなっております。

続きまして、3 ページ、参考資料 2、「最低賃金に関する要望」をご覧ください。

こちらは、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会から提出いただいたものです。

1 といたしまして、「法定 3 要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を」、

2 といたしまして、「最低賃金引上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視を」、

3 といたしまして、「中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を」、

4 といたしまして、「中小企業・小規模事業者の人手不足につながる年収の壁問題の解消を」、

5 といたしまして、「改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を」、

6 といたしまして、「産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を」でございます。

続きまして、7 ページ、参考資料 3、「要請書」をご覧ください。

これは、全日本建設交運一般労働組合東京都本部から提出されたものでございます。

こちらの項目 3 に、最低賃金にかかるご要請をいただいております。

「トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備をおこなうこと。」でございます。

続きまして、参考資料4、9ページ、「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」及び11ページ、「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請 署名19,500筆（抜粋）」をご覧ください。

これらは、東京春闘共闘会議及び東京地方労働組合評議会から提出されたものでございます。

まず9ページ、「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」をご覧ください。

1といたしまして、「すべての働く人に人間らしい生活保障をするため、最低賃金法を改正し、支払能力論を削除し、生計費原則に基づく、全国一律最低賃金制度を実現されたい。早期にどこでも時間額1500円を実施されたい。」などが

3といたしまして、「東京地方最低賃金審議会委員に推薦者（東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議からの推薦者含む）については、選考経過を明らかにするとともに、選任基準となる、基発545号（1961年6月15日付け）に基づき公正に選出されたい。」

4といたしまして、「東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態について、最賃審議会で直接意見陳述を行われたい。意見陳述は公開審議で行われたい。」

5といたしまして、「今年度の審議会の開催スケジュールと開催会場をできるだけ早く明らかにされたい。審議会は、本審はもとより専門部会の全面公開とすることを貴局として審議会に対し要望されたい。また、専門部会の議事録を公開されたい。」

6といたしまして、「貴局として審議会に対し、全国の地方最賃審議会での意見陳述の実施や公開状況、欧米や諸外国における最低賃金の動向を資料提供されたい。また、東京地方労働組合評議会、東京春闘共闘会議で

用意する最低生計費調査などの資料についても、審議会で討議材料とされたい。」

でございます。

また、東京春闘共闘会議より、「自治体キャラバン20 全都募集時給調査報告」が提出されておりますため、委員の皆様のお手元に黄緑色の冊子を配付してございます。

こちらは主に2023年10月15日、22日配達の求人誌等から、パートタイマー、アルバイトの地域別、職種別の募集時平均時給を2933件調査したもので、物価高に時給が追いついていない、依然、最低賃金近傍での求人が減っていないと考えられるなどの結果が得られたとのことです。

続きまして、11ページ、「全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1500円以上の実現を求める要請」をご覧ください。

こちらは、東京春闘共闘会議から提出された署名19500筆の中から抜粋した署名でございます。

こちら以外の署名につきましては、会場中央のテーブルの上に置かせていただいております。

続きまして、13ページ、参考資料5、「2024年度最低賃金引上げに関する要請書及び2024年度最低賃金引上げに関する要請書 署名1644筆（抜粋）」でございます。

こちらは、日本労働組合総連合会東京都連合会からご提出いただいたものです。

13ページ、「2024年度最低賃金引上げに関する要請書」をご覧ください。ご要請として2つ項目がございます。

1 「東京都最低賃金の改定」として、「日本の首都東京における最低賃金は、時間給1500円をめざし、そして全国の最低賃金が時間給1000円以上となるように、今年度の引上げ額を審議すること。」

2 「特定（産業別）最低賃金の存続」  
でございます。

続きまして、15ページ、「2024年度最低賃金引上げに関する要請書 署名1644筆（抜粋）」をお開きください。

こちらは、ご提出いただきました署名1644筆の中から抜粋したものでございます。こちら以外の署名につきましては、会場の中央のテーブルの上に置かせていただいております。

続きまして、17ページ、参考資料6です。

居住地域、都内の60代、非正規労働者個人の方から、「物価高の中、最賃は1500円以上にしてほしい」とのメッセージを葉書でいただいております。

こちらの葉書が送付された令和6年6月24日以降、本日7月1日13時までの時点で、同様の葉書によるメッセージが合計で15通送付されています。

そのうち代表していくつかのメッセージをお読みいたします。

「子供2人が非正規です。時給を上げてほしいです。」60代非正規労働者の方。

「人間らしく働き、安心して生活できる社会を求めます。」30代正規労働者の方。

「各種値上げ、生活費高騰などで安心して暮らせなくなる人が多くなり、ぜひ賃上げをお願いします。」40代正規労働者の方。

私からの説明は以上になります。

都留会長

ありがとうございました。

抜粋的な説明でしたので、委員の方々は後ほどご確認をお願いいたします。

事務局から他に何かございますか。

賃金課長

次回の審議会の開催日時につきましては、後日、事務局よりご連絡をさせていただきます。皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

都留会長

それでは、本日の議事は以上ですべて終了となります。

本日の議事、議事録につきましては、公益委員は私が、労働者側委員は金子委員、使用者側委員は加藤委員にご確認をお願いいたします。

それでは本日はこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。